

## 文京学院大学 オピニオンライター

# ～人気漫画作者の児童ポルノ所持事件で波紋「身近な子どもの性的搾取」の現状～ SNS時代、急速に増え続けるJKビジネスと児童ポルノ被害

提言者: 甲斐田 万智子 (外国語学部教授 専門: 国際協力、子どもの人権)



大学卒業後、公益財団法人日本ユニセフ協会に勤務。その後イギリス・サセックス大学大学院(IDS)に留学。1996年に認定NPO法人国際子ども権利センター(C-Rights/シーライツ)に入職。2003年からカンボジアに4年滞在し、子どもの人身売買、性的搾取、児童労働の防止活動に携わる。2010年に帰国し、現在文京学院大学教授。

### 『るろうに剣心』作者 児童ポルノ所持事件の波紋

11月21日に、女兒の裸が写った動画や画像を所持したとして、人気漫画『るろうに剣心』の作者が児童ポルノ所持の容疑で摘発されました。

『るろうに剣心』はアニメ化や実写版の映画も公開された国内外から支持されてきた人気漫画で、作者の書類送検のニュースはさまざまなメディアで大きく取り上げられ、「子どもの性的搾取」が注目されることになりました。

警察庁による発表では、今年上半期の児童ポルノの摘発件数が1142件と過去最多となっています。また、東京都では、中学生や高校生らがインターネットで知り合った相手に自分の裸などを送られる「自撮り」の被害が後を絶たないことから、画像などを不当に求めた時点で処罰できる都青少年健全育成条例の改正案が12月1日開会の都議会で議論され、規制強化の方向に動き出しています。

### バイト感覚からエスカレート 抜け出せなくなる「JKビジネス」の 実態

「簡単にお金が稼げる」「高額収入」と誘われ、女子高生、女子中学生がアルバイト感覚で始めたり、生活費を稼ぐためにかかわりをもってしまふ「JK(女子高生)ビジネス」には、「JKお散歩」「JKリフレ」「JK添い寝」などがあります。客の要求は徐々にエスカレートし、性暴力や人権侵害の被害にあっても、抜け出せなくなっています。

アイドルになりたい女子高生を狙った児童ポルノ被害も年々増加する傾向にあります。「アイドルになれるよ」などと言葉巧みにスカウトされ、撮影現場に行く「嫌だ」

と言えないままポルノ動画やアダルトビデオを撮られてしまい、止めたいと思っても「親にバラすぞ」「ネットで公開するぞ」と圧力をかけられ、助けを求めることもできず、その世界からなかなか出ることができないケースも増えています。

2017年7月、「JKビジネス」を規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」(※1)が東京都で施行されました。しかし、規制後も児童ポルノは店頭で販売されているのが実態です。

### SNSで性的搾取の被害は 女子中学生や小学生にまで拡大

2017年上半期に世界全体で凍結した児童の性的搾取関連アカウントのうち、38%が日本のアカウントとみられます。2017年10月にTwitter Japan社も「児童の性的搾取」を助長するアカウントは削除するなどの方針や取り組みを発表しました。しかし、現在でもツイッターを使って、18歳未満の子どもたちを誘い、隠語などを使い、性的搾取の機会を狙うことは頻繁に行われています。「#JK」「#JC」「#JS」などのハッシュタグはインターネット上で頻繁に使われ、その手軽さから、性的搾取は急速に低年齢化が進んでいます。

また、子どもがツイッター上でやり取りをしていて、同年齢だと思って会ってみると、同年齢を装っていた大人だったり、やり取りするうちに相手から「裸になって」と言われ、送られた写真が流布されるなどの被害も多くあります。

### 「子どもの人権」よりも大人の「表現の自由」が守られる「人権途上国」日本

日本で子どもの性的搾取の問題が軽視される背景として、「子どもの人

権」に対する意識が低いこと、学校で性教育がきちんとされていないこと、という2つの要因が挙げられます。

1989年の国連総会で制定された「国連子どもの権利条約」には、子どもは性的搾取から保護されると定められています。18歳未満を「子ども」と定義し、大きく分けて子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保障するために54条にわたって権利や実現のための手続きを規定しています。

日本は、1994年に「子どもの権利条約」に批准し、20年以上も経過しているにもかかわらず、学校や社会で子どもの権利についてきちんと教えられているとはいえ、子どもたちが自分の権利を知らないままにいたるために、性的搾取されてもそれが人権侵害と認識できないでいます。

1996年にストックホルムで開かれた「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」で、「日本が子どもポルノの最大発信国」であることが強く非難されたことを受け、日本政府は1999年に「児童買春・児童ポルノ禁止法」を制定しましたが、マンガやアニメ・ゲームなどの児童ポルノを取り締まっていないことが2008年のリオデジャネイロにおける「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」において再び非難の対象になりました。この時、各国の参加者から疑問を呈されたのが「なぜ日本では子どもの権利よりも大人の表現の自由の方が優先されるのか」という点でした。取り締まる法律がないために、日本で作られた子どもコミックポルノは海外に輸出されているのですが、海外では、子どもを性的に虐待している画像を所持しているアメリカ人などは、逮捕され有罪となっています。しかし、日本で子どもを性的に虐待しているマンガなどは、HENTAIというサイトなどで

誰もが簡単に入手できるようになったままで

す。  
また、最近まで先進国G8で子どもポルノの単純所持が禁止されていなかった国は、日本とロシアのみでしたが、2015年7月の法改正により、ようやく日本でも実在する子どもが使用されている児童ポルノの所持が禁止されるようになりました。しかし、現在でもライブストリーミングなどインターネット上で見られる児童ポルノは規制の対象になっていないため、被害に遭う子どもたちが後を絶ちません。

アメリカの国務省が毎年6月に発表している「人身取引報告書」では、日本は先進国で唯一「政府の取り組みが十分ではない」第2階層の国としてランクづけされていますが、そこで毎年指摘されているのがJKビジネスの問題です。

## 「被害者の自己責任論」で追い詰めず、孤立しがちな子どもたちを救う環境づくりが急務

では、どうしたらいいのでしょうか。まず、JKビジネスで被害に遭っている子どもたちに対して「自己責任」と批判するような風潮を変えていかないといけないでしょう。被害に遭っている女の子たちは自分が悪かったと自分自身を責めていることが多いのですが、騙された女子高生が悪いという批判があれば、ますます助けを求めにくくなります。悪いのは加害者であり、被害に遭った子どもたちは悪くないという考え方を社会はもっと打ち出すべきでしょう。たとえ、気軽なアルバイト感覚でJKビジネスに入ったとしても、責められるべきは、女子高生ではなく、そうしたビジネスで子どもを誘っている側です。

また、子どもたちの中には、親から十分な食事を与えられなかったり、家庭で暴力を受けたりするなかで、やむをえず路上で助けを求めた結果、性的搾取されてしまう子どもも少なからずいます。おにぎり一個欲しさに、家について行き性的暴力を受ける女子高生を決して責めることはできません。

機能不全に陥っている家庭で育ち、孤立している子どもたちに私たちがすべきことは安心して相談できる場所を提供したり、ホットラインの存在を教えることでしょう。私たち一人ひとりが子どもたちの出すサインに敏感になり寄り添うことが問われています。

この問題は東京など都市のみならず、地方でも起こっています。しかし、家庭の問題などにより地方から都市へ家出し、家出する少女を狙った加害者から性被害に遭ったときに多くの少女たちは、NPOなど近くに相談できる窓口を知らないのが現状です。

前述したように性教育や子どもの権利教育がきちんとなされていないために、性的に虐待・搾取されそうになったときにノーと言っていないことを伝えられていません。また、人と付き合うときに相手が傷ついたり、いやがるようなことは決してしてはならないことも教えられていません。その結果、暴力的なポルノをネットなどで見た子どもたちが、それと同じことをするため、デートレイプで傷つく子どもたちも増えています。

日本の人工妊娠中絶件数は年間約17万件で、10代の中絶は約1万5千件で、一日に換算すると約40件にも及びます(※2)。そのような状況の中、今の大学生が初めて性的メディアに接した時期は、「小学5年生未満」が男子54%、女子30%といずれもトップ(※3)という調査結果があります。

また、男の子の多くも性被害に遭っているのですが、なかなかその被害を言い出すことができません。アメリカでもつい最近、国民的な有名俳優による子役の男の子への性的虐待がニュースになりましたが、何年もの間かつての少年たちは言い出すことはできませんでした。日本では、男の子が性被害に遭っても『一人前の男』にしてもらった」という見方があるために深刻な人権侵害ととらえられない傾向にあります。すべての子どもに、性的虐待・搾取、危険な性行為から守られる権利があることを大人たちはしっかり教え、被害に遭った子どもたちが助けを求めやすい社会にすることが大切です。

## 子どもの性的搾取問題に関する提言「チャイルド・ファースト(子ども最優先)」の視点で一人・本人・保護者・教育現場・法、あらゆる場面での対策をー

子どもたちを性的搾取から守るためには、保護者・地域の大人・教員・行政・政府の全てが子どもの権利を第一に考えて取り組んでいくことが欠かせません。

まず、教育関係者は、子どもたちにJKビ

ジネスの危険性を教えてください。そして、被害にあったらすぐ助けを求め、警察に訴えるよう話してください。

次に、教育関係者、文部科学省は、人権に基づいた性教育を進めることが必要です。すなわち、相手を一人の人間として大切に思う気持ちで性をとらえる性教育です。

文部科学省はこの問題を真剣に捉え、教育部や教員養成課程において「性教育」「人権教育」「子どもの権利教育」を教員が教えられるようになるカリキュラムや研修が求められています。

保護者は、「うちの子はそんなことするはずはない」という先入観を取り払い、少しのサインも見逃さないようにしましょう。もしお子さんが被害にあっていることが分かったら、「子どもの性被害」の問題に取り組むNPOに相談しましょう。

- 一般社団法人Colabo  
<https://colabo-official.net/>
- NPO法人 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス  
<http://lhj.jp/>
- 認定NPO法人 ヒューマンライツ・ナウ  
<http://hrn.or.jp/>

法執行の面では、「性的虐待の画像」「ライブチャットなど所持しない性的搾取映像」「ジュニアアイドル」などをもっと厳しく取り締まる法律の改正が必要です。

そのために私たち一人ひとりが、子どもの性的搾取や子どもを虐待する画像などの野放し状態を黙認せず、チャイルド・ファーストという子ども最優先の視点で、「子どもの人権」を守っていく社会を築いて行くべきだと考えます。

### 【 出典 】

※1 監視庁

「特定異性接客営業等の規制に関する条例」の制定  
[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about\\_mpd/keiyaku\\_horei\\_kohyo/horei\\_jorei/jkbusiness\\_reg.html](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/keiyaku_horei_kohyo/horei_jorei/jkbusiness_reg.html)

※2 厚生労働省

平成28年度「衛生行政報告例の概要」  
[http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei\\_houkoku/16/dl/kekka6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/16/dl/kekka6.pdf)

※3 渡辺真由子著

「メディアの性情報と性情報リテラシーー性教育にメディア・リテラシーをー」

『現代性教育研究ジャーナル No.25』日本性教育協会、2013年

### <文京学院大学について>

文京学院大学は、東京都文京区、埼玉県ふじみ野市にキャンパスを置く総合大学です。外国語学部、経営学部、人間学部、保健医療技術学部、大学院に約5,000人の学生が在籍しています。本レターでは、文京学院大学で進む最先端の研究から、社会に還元すべき情報を「文京学院大学オピニオン」として提言します。

### <本件に関するお問い合わせ先>

文京学院大学(学校法人文京学園 法人事務局総合企画室) 三橋、谷川 電話番号: 03-5684-4713